

2024年度最初のクローバーNEWS第56号をお届けします。4月に新しく登録された26人を含め、クローバー登録者は265人となりました。皆さま、本年度もどうぞよろしくお願いいたします。今号では新規登録者からのご寄稿と愛知県のクローバー活動の取り組みをご紹介します。また、ミニ・コラムでは「後見人等の辞任」について解説いたします。

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」に登録して

吉野 比呂子／東京都支部

初めまして。吉野比呂子と申します。今年度、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」（以下「クローバー」）に新規登録させていただきました。昨年ソーシャルワーカーになって40年を迎え、振り返ると年月ばかり長く、キャリアが伴っていません。今まで手を付けてこなかった成年後見に関する権利擁護に今こそ挑戦しようと研修に申し込みをしました。

コロナ禍を経て多くの研修がオンラインとなり、その受講スタイルは定着したかと思われます。認定成年後見人養成研修も事前視聴の学習とオンラインによる演習を終えて修了証をいただきました。これで後見人ができるとは到底思えず、「とてもやれそうもない」というのが率直な感想です。しかし、登録しなければどんどん加速度を増して忘れていく始末です。そこで意を決して、遅まきながら「クローバー」に登録いたしました。やるからにはきちんと行っていきたく思います。

振り返って資格のない時代から働き、様々な法律が施行され、政策は整ってきてはいても根本的な権利擁護に関してはいまだに改善されないところが多く残っていると実感しております。権利擁護に関しては私のなかでは最も重要なことと捉えていながら大変に難しいと思っています。これまでの経験を活かし、皆様に教えていただきながら歩を進めていこうと思っています。と言っても「本当に大丈夫か吉野」と聞こえてきそうです。どうぞよろしくお願いいたします。

クローバー登録者の横のつながり・地域活動について 第9回 ～愛知県の取り組みについて～

連載

岡田 昌大（クローバー運営委員／愛知県支部）

今号では愛知県の現状についてご紹介します。

現在、愛知県内のクローバー登録者は14名（2024年年5月末現在）と、東京、福岡、神奈川、埼玉に続いて登録者が多い県です。とはいってもほとんど受任依頼がありません。今号の裏面にある愛知県の受任件数からもわかるように、この15年で受任相談はたったの15件。この間、名古屋家庭裁判所（以下、家裁）や支部へ挨拶に行きましたが、なかなか推薦依頼には結びついていません（過去に2件の推薦依頼）。県内で受任されている方は、家裁から推薦依頼を受けた受任ではなく、日頃の業務で連絡を取り合う中核機関等から直接相談が入って、受任に至る場合がほとんどです。

先日、県内の地域活動支援センターの地域福祉講座の講師に招かれました。30名の市民を前に、クローバーに依頼のある受任事件の傾向や実績などを紹介したところ、いつ、どのタイミングで後見人等を申し立てる必要があるのかといった質問と、実際の後見人の活動を知ることができてよかったとの感想をいただきました。成年後見制度を知ってもらい、制度利用を促進する役割とあわせて、コーディネート機能や専門職協力者名簿登録制度が特色の県内の権利擁護センターとの協働や、中核機関が招集する会議の場で、実績のある精神保健福祉士の専門職後見人が組織的な協議ができるようになれば、今以上に推薦依頼がくるかもしれません。

なかなか受任依頼がない愛知県の現状です。クローバー委員として県内で一緒に打開していくチームづくりができないかなど、一人で模索しています。

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」

◆登録・受任相談・受任件数

(2024年5月31日現在)

都道府県	登録者数	受任相談 累計	2024年度実績(5月31日現在)			受任件数	受任 調整中	受任不可・ 取下数
			相談件数	家裁から の依頼	中核機関 等依頼			
北海道	5	7	0	0	0	0	0	0
青森県	2	4	0	0	0	0	0	0
岩手県	2	2	0	0	0	0	0	0
宮城県	7	11	1	0	1	1	0	0
秋田県	4	5	1	1	0	1	0	0
山形県	2	13	0	0	0	0	0	0
福島県	2	3	0	0	0	0	0	0
茨城県	1	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	8	24	0	0	0	0	0	0
群馬県	3	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	20	36	2	1	1	0	1	1
千葉県	10	8	1	1	0	1	0	0
東京都	46	200	3	2	1	0	1	2
神奈川県	15	36	0	0	0	0	0	0
新潟県	3	6	1	1	0	1	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	1	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	3	5	0	0	0	0	0	0
長野県	5	2	1	0	1	1	0	0
岐阜県	3	3	0	0	0	0	0	0
静岡県	9	23	1	1	0	0	0	1
愛知県	14	15	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	1	0	0	0	0	0	0	0
京都府	5	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	10	25	1	0	1	1	0	0
兵庫県	8	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	4	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	5	0	0	0	0	0	0
島根県	0	1	0	0	0	0	0	0
岡山県	4	1	0	0	0	0	0	0
広島県	3	5	0	0	0	0	0	0
山口県	2	1	0	0	0	0	0	0
徳島県	2	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	3	3	0	0	0	0	0	0
高知県	2	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	23	92	0	0	0	0	0	0
佐賀県	2	3	0	0	0	0	0	0
長崎県	7	10	0	0	0	0	0	0
熊本県	7	86	0	0	0	0	0	0
大分県	1	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	2	6	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	2	4	0	0	0	0	0	0
沖縄県	10	25	2	2	0	0	0	2
例外対応	0	2	0	0	0	0	0	0
合計	265	672	14	9	4	1	6	2

※「受任不可・取下数」とは、候補者不在または依頼先からの取下げのあった件数です。

◆活動状況

(2024年3月1日～5月31日)

- 3/9 2023年度第4回クローバー運営委員会
- 3/16 令和5年度第2回刈谷市障害者支援センター講演会(講師派遣)
- 3/23 2023年度第6回神奈川県クローバー登録者の集い
- 4/2 とちぎのクローバー・クローバー連絡会議(第7回)
- 4/11 2024年度第1回東京クローバー登録者の集い
- 4/12 クローバー運営委員会(前期体制)
- 4/25 「令和6年度『第1区民向け成年後見制度講演会』」/
葛飾区社会福祉協議会成年後見センター
- 5/25 2024年度第1回神奈川県クローバー登録者の集い

◆ミニ・コラム

～後見人等の辞任とは～

単独後見人等が事情によって業務が続けられなくなった場合は「辞任申立」をすることになります。後見人等が自由に辞任すると、本人に不利益となるため、家庭裁判所の許可を必要としたのです。後見等開始の審判は有効ですので、後見人等の「選任審判」とセットとなり、新たな後見人等に事務を引き継ぐこととなります(引継型)。正当な事由かどうかは係属の家庭裁判所が判断しますが、以下のような場合が考えられます。

- ・病気や高齢、転居などによって事務管理が難しくなってきた。
- ・申立時と事情が変わり、精神保健福祉士では対応できない課題が生じた。
- ・本人や親族との良好な関係性を維持するのが困難になった。

後見制度の利用者が低年齢化・多様化してきたこともあり、裁判所も辞任に対しては寛容になってきています。

なお、複数後見の場合は、選任審判は不要です。法的課題が解決したのちに法律職が辞任し単独後見人に移行する場合などがあげられます(離脱型)。

文責：安部 裕一(クローバー運営委員)



【参考文献】

上山泰：専門職後見人と身上保護(第3版).民事法研究会.2015.

編集後記

この56号が発行される頃には、今年度の養成研修(入門編)が始まっているかと思います。「ZOOM」を使っでの研修ということもあり、例年、申し込みを開始すると、締切日前に埋まってしまっています。参加者はオンラインということもあり、全国から参加されています。また、年齢や経験年数も様々です。

反面、個人的には、費用面、時間面等のハードルはありますが、以前のような『対面』での研修も魅力を感じます。(岡田 昌大)